

「土木工事共通仕様書」の改正新旧対照表

頁	改正前	改正後
4	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-4 施工計画書 2. 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-4 施工計画書 2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。</p>
4	<p>1-1-5 工事实績データ作成、登録 請負者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事实績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は工事完了後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。 また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、工事請負代金額のみの変更の場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>1-1-5 工事实績データ作成、登録 受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事实績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は工事完了後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。 また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、工事請負代金額のみの変更の場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>

頁	改正前	改正後
9	<p>1-1-18 建設副産物</p> <p>6. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>この時、実施書（紙ベース）とともに電算入力（発注者が指定した様式）するシステムで入力した実施書のデータも <u>フロッピー</u> で提出するものとする。</p>	<p>1-1-18 建設副産物</p> <p>6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>この時、実施書（紙ベース）とともに電算入力（発注者が指定した様式）するシステムで入力した実施書のデータも <u>電子媒体</u> で提出するものとする。</p>

頁	改正前	改正後
14	<p>1-1-30 環境対策</p> <p>6. 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」又は「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りでない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。<u>排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。</u></p>	<p>1-1-30 環境対策</p> <p>6. 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」又は「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りでない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>

頁	改正前	改正後
19	<p>1-1-35 官公庁等への手続等</p> <p>3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に<u>提出</u>しなければならない。</p>	<p>1-1-35 官公庁等への手続等</p> <p>3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に<u>提示</u>しなければならない。<u>なお、監督員から請求のあった場合は、写しを提出しなければならない。</u></p>

頁	改正前	改正後
22	<p>1-1-42 使用機械</p> <p><u>2. 請負者は、当該工事の施工において排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人等は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。</u></p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 請負者は、当該工事の施工において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和51年3月2日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（建設省告示、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、施工時期・現場の条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>なお、請負者は協議を行う前に次の①及び②について確認しなければならない。</p> <p>① 調達した機械が新基準に適合しているか、該当建設のメーカーに確認しなければならない。</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械メーカーに確認しなければならない。</p> <p><u>低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人等は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。</u></p>	<p>1-1-42 使用機械</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 受注者は、当該工事の施工において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和51年3月2日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（建設省告示、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、施工時期・現場の条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>なお、受注者は協議を行う前に次の①及び②について確認しなければならない。</p> <p>① 調達した機械が新基準に適合しているか、該当建設のメーカーに確認しなければならない。</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械メーカーに確認しなければならない。</p>

頁	改正前	改正後
98	<p>第3編 土木工事共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-20 監督員による検査（確認を含む）及び立会等</p> <p>6. 段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 請負者は、表1-1段階確認一覧表に示す段階時期においては、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 段階確認は請負者が臨場するものとし、確認した箇所に係る監督員が押印した書面を、請負者は保管し検査時に提出しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p>	<p>第3編 土木工事共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-20 監督員による検査（確認を含む）及び立会等</p> <p>6. 段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、表1-1段階確認一覧表に示す段階時期においては、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係る書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p>

頁	改正前	改正後																																																																																													
741	<p>共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>提出書類名</th> <th>土木工事共通仕様書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>(請負代金内訳書)</td> <td rowspan="3">第3編1-1-2 請負代金内訳、 第3編1-1-3 工程表及び工事工程月報</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工程表</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工事工程月報</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>主任技術者等通知書</td> <td>(建設工事請負契約約款第10条)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>指示・承諾・協議・提出・報告書</td> <td>(建設工事請負契約約款第1条)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>施工計画書</td> <td>第1編1-1-4 施工計画書</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>(工事カルテ受領書)</td> <td>第1編1-1-5 工事カルテ</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>下請負人通知書</td> <td>第1編1-1-9 工事の下請負</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>施工体制台帳</td> <td rowspan="3">第1編1-1-10 施工体制台帳</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>再下請負通知書</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>施工体系図</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>工期延長請求書</td> <td rowspan="2">第1編1-1-15 工期変更</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>変更工程表</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>支給材料受領書</td> <td rowspan="6">第1編1-1-16 支給材料及び貸与品</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>支給材料受払簿</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>支給材料精算書</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>貸与品借用書</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>貸与品返納品</td> </tr> </tbody> </table>	NO	提出書類名	土木工事共通仕様書	(1)	(請負代金内訳書)	第3編1-1-2 請負代金内訳、 第3編1-1-3 工程表及び工事工程月報	2	工程表	3	工事工程月報	4	主任技術者等通知書	(建設工事請負契約約款第10条)	5	指示・承諾・協議・提出・報告書	(建設工事請負契約約款第1条)	6	施工計画書	第1編1-1-4 施工計画書	(7)	(工事カルテ受領書)	第1編1-1-5 工事カルテ	8	下請負人通知書	第1編1-1-9 工事の下請負	9	施工体制台帳	第1編1-1-10 施工体制台帳	10	再下請負通知書	11	施工体系図	12	工期延長請求書	第1編1-1-15 工期変更	13	変更工程表	14	支給材料受領書	第1編1-1-16 支給材料及び貸与品	15	支給材料受払簿	16	支給材料精算書	17	貸与品借用書	18	貸与品返納品	<p>共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>提出書類名</th> <th>土木工事共通仕様書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>(請負代金内訳書)</td> <td rowspan="3">第3編1-1-2 請負代金内訳、 第3編1-1-3 工程表及び工事工程月報</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工程表</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工事工程月報</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>主任技術者等通知書</td> <td>(建設工事請負契約約款第10条)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>指示・承諾・協議・提出・報告書</td> <td>(建設工事請負契約約款第1条)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>施工計画書</td> <td>第1編1-1-4 施工計画書</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>下請負人通知書</td> <td>第1編1-1-9 工事の下請負</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>施工体制台帳</td> <td rowspan="2">第1編1-1-10 施工体制台帳</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>再下請負通知書</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>施工体系図</td> <td rowspan="3">第1編1-1-15 工期変更</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>工期延長請求書</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>変更工程表</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>支給材料受領書</td> <td rowspan="6">第1編1-1-16 支給材料及び貸与品</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>支給材料受払簿</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>支給材料精算書</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>貸与品借用書</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>貸与品返納品</td> </tr> </tbody> </table>	NO	提出書類名	土木工事共通仕様書	(1)	(請負代金内訳書)	第3編1-1-2 請負代金内訳、 第3編1-1-3 工程表及び工事工程月報	2	工程表	3	工事工程月報	4	主任技術者等通知書	(建設工事請負契約約款第10条)	5	指示・承諾・協議・提出・報告書	(建設工事請負契約約款第1条)	6	施工計画書	第1編1-1-4 施工計画書	7	下請負人通知書	第1編1-1-9 工事の下請負	8	施工体制台帳	第1編1-1-10 施工体制台帳	9	再下請負通知書	10	施工体系図	第1編1-1-15 工期変更	11	工期延長請求書	12	変更工程表	13	支給材料受領書	第1編1-1-16 支給材料及び貸与品	14	支給材料受払簿	15	支給材料精算書	16	貸与品借用書	17	貸与品返納品
NO	提出書類名	土木工事共通仕様書																																																																																													
(1)	(請負代金内訳書)	第3編1-1-2 請負代金内訳、 第3編1-1-3 工程表及び工事工程月報																																																																																													
2	工程表																																																																																														
3	工事工程月報																																																																																														
4	主任技術者等通知書	(建設工事請負契約約款第10条)																																																																																													
5	指示・承諾・協議・提出・報告書	(建設工事請負契約約款第1条)																																																																																													
6	施工計画書	第1編1-1-4 施工計画書																																																																																													
(7)	(工事カルテ受領書)	第1編1-1-5 工事カルテ																																																																																													
8	下請負人通知書	第1編1-1-9 工事の下請負																																																																																													
9	施工体制台帳	第1編1-1-10 施工体制台帳																																																																																													
10	再下請負通知書																																																																																														
11	施工体系図																																																																																														
12	工期延長請求書	第1編1-1-15 工期変更																																																																																													
13	変更工程表																																																																																														
14	支給材料受領書	第1編1-1-16 支給材料及び貸与品																																																																																													
15	支給材料受払簿																																																																																														
16	支給材料精算書																																																																																														
17	貸与品借用書																																																																																														
18	貸与品返納品																																																																																														
NO	提出書類名		土木工事共通仕様書																																																																																												
(1)	(請負代金内訳書)	第3編1-1-2 請負代金内訳、 第3編1-1-3 工程表及び工事工程月報																																																																																													
2	工程表																																																																																														
3	工事工程月報																																																																																														
4	主任技術者等通知書	(建設工事請負契約約款第10条)																																																																																													
5	指示・承諾・協議・提出・報告書	(建設工事請負契約約款第1条)																																																																																													
6	施工計画書	第1編1-1-4 施工計画書																																																																																													
7	下請負人通知書	第1編1-1-9 工事の下請負																																																																																													
8	施工体制台帳	第1編1-1-10 施工体制台帳																																																																																													
9	再下請負通知書																																																																																														
10	施工体系図	第1編1-1-15 工期変更																																																																																													
11	工期延長請求書																																																																																														
12	変更工程表																																																																																														
13	支給材料受領書	第1編1-1-16 支給材料及び貸与品																																																																																													
14	支給材料受払簿																																																																																														
15	支給材料精算書																																																																																														
16	貸与品借用書																																																																																														
17	貸与品返納品																																																																																														

頁	改正前	改正後				
741	19	現場発生品届	第1編1-1-17 工事現場発生品	18	現場発生品届	第1編1-1-17 工事現場発生品
	20	再生資源利用計画書	第1編1-1-18 建設副産物	19	再生資源利用計画書	第1編1-1-18 建設副産物
	21	再生資源利用促進計画書		20	再生資源利用促進計画書	
	22	搬入・搬出調書		21	搬入・搬出調書	
	23	品質証明書	第3編1-1-8 品質証明 第2編第1章第2節工事材料の品質	22	品質証明書	第3編1-1-8 品質証明 第2編第1章第2節工事材料の品質
	(24)	(「レディーミクストコンクリート 取扱基準」)		(23)	(「レディーミクストコンクリート 取扱基準」)	
	(25)	(「セメントコンクリート製品取扱 基準」)		(24)	(「セメントコンクリート製品取扱 基準」)	
	(26)	(「加熱アスファルト混合物及び再 生加熱アスファルト混合物の材料 試験の区分」の取扱いによる)		(25)	(「加熱アスファルト混合物及び再 生加熱アスファルト混合物の材料 試験の区分」の取扱いによる)	
	(27)	(「盛土材料取扱基準」)		(26)	(「盛土材料取扱基準」)	
	28	使用材料品質証明書		27	使用材料品質証明書	
	29	材料検査簿	28	材料検査簿		
	30	段階確認・立会願	第3編1-1-6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	29	段階確認・立会願	第3編1-1-6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等
	(31)	(「土木工事数量算出要領」)	第3編1-1-7 数量の算出および完成図	(30)	(「土木工事数量算出要領」)	第3編1-1-7 数量の算出および完成図
	32	完成届出書	第1編1-1-20 工事完成検査	31	完成届出書	第1編1-1-20 工事完成検査
	33	修補完了届出書	第1編1-1-20 既済部分検査	32	修補完了届出書	第1編1-1-20 既済部分検査

頁	改正前	改正後																																																
741	<table border="1"> <tr> <td>34</td> <td>出来形確認請求書</td> <td>第1編1-1-21 既済部分検査</td> </tr> <tr> <td>(35)</td> <td>(「土木工事施工管理基準」による)</td> <td>第1編1-1-23 施工管理</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>工事記録簿</td> <td>第1編1-1-24 履行報告</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>安全・訓練等の実施記録</td> <td>第1編1-1-26 工事中の安全確保</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>工事事故発生報告書</td> <td>第1編1-1-29 事故報告書</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>休日・夜間作業届</td> <td>第1編1-1-36 施工時期及び施工時間の変更</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>天災その他不可抗力による損害負担請求書</td> <td>第1編1-1-38 不可抗力による損害</td> </tr> <tr> <td>(41)</td> <td>(掛金収納書)</td> <td>第1編1-1-40 保険の付保及び事故の補償</td> </tr> </table> <p>*上記41種類のうち、() 内事項については当該基準等の提出書式による。</p>	34	出来形確認請求書	第1編1-1-21 既済部分検査	(35)	(「土木工事施工管理基準」による)	第1編1-1-23 施工管理	36	工事記録簿	第1編1-1-24 履行報告	37	安全・訓練等の実施記録	第1編1-1-26 工事中の安全確保	38	工事事故発生報告書	第1編1-1-29 事故報告書	39	休日・夜間作業届	第1編1-1-36 施工時期及び施工時間の変更	40	天災その他不可抗力による損害負担請求書	第1編1-1-38 不可抗力による損害	(41)	(掛金収納書)	第1編1-1-40 保険の付保及び事故の補償	<table border="1"> <tr> <td>33</td> <td>出来形確認請求書</td> <td>第1編1-1-21 既済部分検査</td> </tr> <tr> <td>(34)</td> <td>(「土木工事施工管理基準」による)</td> <td>第1編1-1-23 施工管理</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>工事記録簿</td> <td>第1編1-1-24 履行報告</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>安全・訓練等の実施記録</td> <td>第1編1-1-26 工事中の安全確保</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>工事事故発生報告書</td> <td>第1編1-1-29 事故報告書</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>休日・夜間作業届</td> <td>第1編1-1-36 施工時期及び施工時間の変更</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>天災その他不可抗力による損害負担請求書</td> <td>第1編1-1-38 不可抗力による損害</td> </tr> <tr> <td>(40)</td> <td>(掛金収納書)</td> <td>第1編1-1-40 保険の付保及び事故の補償</td> </tr> </table> <p>* () 内事項については当該基準等の提出書式による。</p>	33	出来形確認請求書	第1編1-1-21 既済部分検査	(34)	(「土木工事施工管理基準」による)	第1編1-1-23 施工管理	35	工事記録簿	第1編1-1-24 履行報告	36	安全・訓練等の実施記録	第1編1-1-26 工事中の安全確保	37	工事事故発生報告書	第1編1-1-29 事故報告書	38	休日・夜間作業届	第1編1-1-36 施工時期及び施工時間の変更	49	天災その他不可抗力による損害負担請求書	第1編1-1-38 不可抗力による損害	(40)	(掛金収納書)	第1編1-1-40 保険の付保及び事故の補償
34	出来形確認請求書	第1編1-1-21 既済部分検査																																																
(35)	(「土木工事施工管理基準」による)	第1編1-1-23 施工管理																																																
36	工事記録簿	第1編1-1-24 履行報告																																																
37	安全・訓練等の実施記録	第1編1-1-26 工事中の安全確保																																																
38	工事事故発生報告書	第1編1-1-29 事故報告書																																																
39	休日・夜間作業届	第1編1-1-36 施工時期及び施工時間の変更																																																
40	天災その他不可抗力による損害負担請求書	第1編1-1-38 不可抗力による損害																																																
(41)	(掛金収納書)	第1編1-1-40 保険の付保及び事故の補償																																																
33	出来形確認請求書	第1編1-1-21 既済部分検査																																																
(34)	(「土木工事施工管理基準」による)	第1編1-1-23 施工管理																																																
35	工事記録簿	第1編1-1-24 履行報告																																																
36	安全・訓練等の実施記録	第1編1-1-26 工事中の安全確保																																																
37	工事事故発生報告書	第1編1-1-29 事故報告書																																																
38	休日・夜間作業届	第1編1-1-36 施工時期及び施工時間の変更																																																
49	天災その他不可抗力による損害負担請求書	第1編1-1-38 不可抗力による損害																																																
(40)	(掛金収納書)	第1編1-1-40 保険の付保及び事故の補償																																																

様式第1号		第 号
		平成 年 月 日
建設部長 様		〇〇事務所長
工 事 事 故 等 発 生 報 告 書		
商号又は名称		
代表者氏名		
許 可 番 号	大臣 () 第 号	知事
営業所所在地	静岡県〇〇市〇〇番地	
関係工事名	平成 年度(第 - - 号)()〇〇線 工事(工)	
工 事 箇 所	静岡県〇〇市〇〇地内	
発 生 時 期	平成 年 月 日 PM : 頃	
発 生 場 所	静岡県〇〇市〇〇地内(現場内)	
<p>(内容) 別紙の通りとし、次の資料を添付する。</p> <p>①事故報告書(インターネット国交省SASセンターアドレスhttp://www.ejcm.or.jp/の様式に事務所安全委員会の対応、警察署、監督署の動向等を入力、請負業者と事務所双方の入力頁あり)</p> <p>②事故の概要と再発防止(事例周知・再発防止様式) 断面図、写真等の事故の状況をワード様式に電子データとして貼り付けたもの</p> <p>③位置図、平面図(各々A4版)</p> <p>④工事施工計画書の写し</p> <p>以下⑤～⑩は必要に応じて提出する。</p> <p>⑤事故処理状況調書(時間的経過)</p> <p>⑥契約書写し、主任技術者等通知書写し、工程表写し</p> <p>⑦下請負人関係書類写し(注文請書、下請負人通知書、下請取引責任者通)</p> <p>⑧参考資料(新聞記事等)</p> <p>⑨労働基準監督署への「労働者死傷病報告書」写し</p> <p>⑩労災保険加入の有無</p> <p>⑪被災者の診断書写し</p>		

注：事務所は、事故発生直後電話、FAX等で事業担当室に連絡を行う。(様式問わず概要を報告) 追って速やかに、この文書報告(3部提出)を事業担当室に行う。 事業担当室は、連絡の伝達と文書報告を工事検査室と建設業室に行う。

様式第1号		第 号
		平成 年 月 日
交通基盤部長 様		〇〇事務所長
工 事 事 故 等 発 生 報 告 書		
商号又は名称		
代表者氏名		
許 可 番 号	大臣 () 第 号	知事
営業所所在地	静岡県〇〇市〇〇番地	
関係工事名	平成 年度(第 - - 号)()〇〇線 工事(工)	
工 事 箇 所	静岡県〇〇市〇〇地内	
発 生 時 期	平成 年 月 日 PM : 頃	
発 生 場 所	静岡県〇〇市〇〇地内(現場内)	
<p>(内容) 別紙の通りとし、次の資料を添付する。</p> <p>①事故報告書(インターネット国交省SASセンターアドレスhttp://www.ejcm.or.jp/の様式に事務所安全委員会の対応、警察署、監督署の動向等を入力、請負業者と事務所双方の入力頁あり)</p> <p>②事故の概要と再発防止(事例周知・再発防止様式) 断面図、写真等の事故の状況をワード様式に電子データとして貼り付けたもの</p> <p>③位置図、平面図(各々A4版)</p> <p>④工事施工計画書の写し</p> <p>以下⑤～⑩は必要に応じて提出する。</p> <p>⑤事故処理状況調書(時間的経過)</p> <p>⑥契約書写し、主任技術者等通知書写し、工程表写し</p> <p>⑦下請負人関係書類写し(注文請書、下請負人通知書、下請取引責任者通知書)</p> <p>⑧参考資料(新聞記事等)</p> <p>⑨労働基準監督署への「労働者死傷病報告書」写し</p> <p>⑩労災保険加入の有無</p> <p>⑪被災者の診断書写し</p>		

注：事務所は、事故発生直後電話、FAX等で事業担当課に連絡を行う。(様式問わず概要を報告) 追って速やかに、この文書報告(3部提出)を事業担当課に行う。 事業担当課は、連絡の伝達と文書報告を工事検査室と建設業室に行う。

774

建設工事監督要領 様式-5 (第6条関係)

建設工事監督要領 様式-5(第6条関係)

休日・夜間・作業届

1. 建設工事名 平成 年度

2. 建設工事箇所

作業年月日	平成 年 月 日 (曜日)
作業時間	(自) 時 分 (至) 時 分
作業内容	

上記のとおり作業を行うのでお届けします。

平成 年 月 日

総括監督員

様

請負者

現場代理人

印

建設工事監督要領 様式-5 (第6条関係)

建設工事監督要領 様式-5 (第6条関係)

休日・夜間作業届

工事名:

受注者名:

NO	届出年月日	作業年月日	作業時間	作業内容、作業場所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

※ 月単位等で、事前にまとめて報告してもよい。(途中、変更があれば修正して提出する。)

